

平成 22 年(2010 年)6 月 16 日

保護者のみなさま

横須賀市立小原台小学校長 海老名 雄二

暴風警報発令時等における休校・休園措置について（再お知らせ）

軽暑の候、皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、先日、「掲示用」の暴風雨等の対応を配布いたしました。再度、文書版でお知らせいたします。次の内容をご確認ください。

◎ 横須賀市を含む地域に「暴風警報」が、午前 6 時の時点で発令継続中の場合は、園児児童生徒の安全確保のため、当日を臨時休業とします。ただし、横須賀総合高等学校定時制については、午後 2 時の時点とします。

なお、臨時休業とした場合、当日の給食は中止とします。

※「横須賀市を含む地域」とは、「神奈川県全域」「神奈川県東部」「三浦半島」「横須賀市」です。台風等の規模によって、発令の範囲が異なります。

※午前 6 時から各学校の登校時刻までの間に「暴風警報」が発令された場合は、上記と同様、当日を臨時休業とします。

※暴風警報による臨時休業措置は当日一日を意味します。

◎ 「暴風警報」を伴わない「大雪警報」「大雨警報」等の警報時の措置については、別途学校で決定をします。（メール配信等でお知らせします。）

※ 警報には「暴風」「大雨」「洪水」「大雪」「暴風雪」「波浪」「高潮」の 7 種類があります。「暴風警報」以外については、自動的に臨時休校・休園になる事はありません。その時点での状況を判断して対応を決定します。

◎ 園児児童生徒の登園・登校後に「暴風警報」が発令された場合は、「授業時間の繰り上げ」措置を講じます。ただし、繰り上げ措置によって下校する時間が台風の襲来等と重なる恐れのある時などは、学校で待機させる等の判断をすることがあります。

◎ 学校としての判断の他に、保護者が「安全上の配慮から自宅待機させたい」等を判断した場合は、学校にその旨を申し出てください。その場合欠席とはなりません。自宅で学習にあたるようお願いいたします。